

平成27年度 新潟市利用者負担額(月額)案

区分		国基準額						新潟市(案)									
所得階層	世帯の 推定年収	教育標準時間認定		保育認定				教育標準時間認定		保育認定							
		1号認定	2号認定(満3歳以上)	3号認定(満3歳未満)		1号認定	2号認定(満3歳以上)	3号認定(満3歳未満)									
				保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間						
生活保護受給世帯	—	①	0円 (0円)	①	0円	0円	0円	0円	①	0円 (0円)	A	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)		
市民税非課税世帯	～260万円	②	3,000円 (1,500円)	②	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	②	1,800円 (0円)	B	2,000円 (0円)	1,900円 (0円)	3,000円 (0円)	2,900円 (0円)		
市民税所得割非課税世帯	～270万円				16,500円	16,300円	19,500円	19,300円			C	9,000円 (0円)	8,800円 (0円)	11,000円 (0円)	10,800円 (0円)		
市民 税 所 得 割 課 税 額	～ 48,600円 未満	③	16,100円 (8,050円)	③	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円	③	11,200円 (2,800円)	D1	11,500円 (0円)	11,300円 (0円)	13,300円 (0円)	13,000円 (0円)		
	～ 60,000円 未満										D2	15,200円 (3,800円)	14,900円 (3,720円)	16,300円 (4,070円)	16,000円 (4,000円)		
	～ 77,100円 以下										D3	19,500円 (4,870円)	19,100円 (4,770円)	20,500円 (5,120円)	20,100円 (5,020円)		
	～ 79,000円 未満	④	20,500円 (10,250円)	④	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円	④	16,300円 (4,070円)	D4	22,900円 (5,720円)	22,500円 (5,620円)	25,000円 (6,250円)	24,500円 (6,120円)		
	～ 97,000円 未満										D5	26,000円 (6,500円)	25,500円 (6,370円)	29,500円 (7,370円)	28,900円 (7,220円)		
	～ 114,000円 未満	⑤	25,700円 (12,850円)	⑤	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円	⑤	21,500円 (5,370円)	D6	29,500円 (7,370円)	28,900円 (7,220円)	33,000円 (8,250円)	32,400円 (8,100円)		
	～ 140,000円 未満										D7	31,500円 (7,870円)	29,100円 (7,270円)	37,600円 (9,400円)	36,900円 (9,220円)		
	～ 169,000円 未満										D8	31,500円 (7,870円)	29,100円 (7,270円)	43,000円 (10,750円)	42,200円 (10,550円)		
	～ 199,000円 未満	⑥	77,000円	⑥	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円	⑥	21,500円 (5,370円)	D9	31,500円 (7,870円)	29,100円 (7,270円)	48,500円 (12,120円)	47,600円 (11,900円)		
	～ 211,200円 以下										D10	31,500円 (7,870円)	29,100円 (7,270円)	53,500円 (13,370円)	52,500円 (13,120円)		
	～ 301,000円 未満	⑦	101,000円	⑦	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円	⑦	21,500円 (5,370円)	D11	31,500円 (7,870円)	29,100円 (7,270円)	57,200円 (14,300円)	56,200円 (14,050円)		
～ 336,000円 未満																	
336,000円 以上																	
397,000円 以上	1130万円～	⑧		⑧				⑧									

※注 上記の新潟市の利用者負担額は今後変更となる可能性があります。実際の利用者負担額は、新潟市議会の議決を経て平成27年3月下旬に決定されます。

【教育標準時間認定(1号認定)】

- 小学校3年生以下の範囲において、小学校1～3年生の兄や姉又は特定教育・保育施設等(※1)を利用する兄や姉がいる場合、最年長の子どもから数えて2人目の子どもは4分の1(表中下段の括弧内の金額)となります。ただし、②階層については2人目は無料となり、3人目以降については各階層とも無料となります。(多子軽減)
- ②階層と認定された世帯においては、ひとり親世帯(母子・父子世帯)、在学障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)の子どもは無料となります。

【保育認定(2号・3号認定)】

- 年齢は平成27年3月31日現在の満年齢で決まります。(満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額となります。)
- 2号・3号認定は、保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の認定区分に分けられます。
- 小学校就学前の範囲において、子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設等(※1)を利用する場合、最も年齢の高い子どもが全額、最も年齢の高い児童から数えて2人目の子どもが4分の1(表中下段の括弧内の金額)となります。ただし、B階層、C階層及びD1階層については、2人目の子どもは無料となります。(多子軽減)
- 同一世帯に保護者が同じ小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合、そのうち最も年齢の高い子どもから数えて3人目以降の子どもは無料となります。(多子軽減)
- B階層と認定された世帯においては、ひとり親世帯(母子・父子世帯)、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)の子どもは無料となります。

【教育標準時間認定・保育認定共通事項】

- (※1)多子軽減の対象施設は、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業です。
- 「世帯の推定年収」は夫婦(妻はパートタイム労働を想定(所得割が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安です。
- 利用者負担額は、児童の父母の市町村民税額(調整控除以外の税額控除適用前)を基に階層判定を行います。父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額を含めて階層判定を行います。
- 4月～8月は前年度の市民税額に基づく所得階層区分の利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく所得階層区分の利用者負担額となります。
- この利用者負担額のほか、各園が定める教材費や行事参加費などの実費徴収や上乗せ徴収の負担が必要な場合があります。